

議案第 6 号

東広島市教育委員会事務局職務権限規程の一部改正について

東広島市教育委員会事務局職務権限規程の一部を改正する訓令を定めることについて、次のとおり提案する。

令和 6 年 3 月 2 8 日提出

東広島市教育委員会
教育長 市 場 一 也

1 提案理由

令和 6 年 4 月 1 日付けの業務執行体制の変更により、生涯学習課の所掌事務である地域学校協働活動に関する事務を青少年育成課に移管することに伴い、その職務権限を定めるため、この議案を提出するものである。

2 改正案

別紙のとおり

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）
第 1 5 条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

東広島市教育委員会訓令第 号

東広島市教育委員会事務局職務権限規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年 月 日

東広島市教育委員会
教育長 市場 一也

東広島市教育委員会事務局職務権限規程の一部を改正する訓令

東広島市教育委員会事務局職務権限規程（平成20年東広島市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2の表青少年育成課の部中

「 青少年育成に関する事務 」 を 「 1 青少年育成に関する事務 」 に改め、同部に次のように加える。

| | | | | | |
|--------------|------------------|--|-------|--------|--|
| 2 社会教育に関する事務 | 地域学校協働活動に係る事業の実施 | | 重要なもの | 一般的なもの | |
|--------------|------------------|--|-------|--------|--|

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

東広島市教育委員会事務局職務権限規程（平成20年東広島市教育委員会訓令第3号）新旧対照表

| 新 | | | | | | | 旧 | | | | | | |
|------------------------------|---------------|--|------|--------------|---------------|-------|------------------------------|-------------|--|------|-------|-------------|-------|
| 別表第2（第13条、第18条関係） 2 生涯学習部 | | | | | | | 別表第2（第13条、第18条関係） 2 生涯学習部 | | | | | | |
| 組織名 | 事務の種類 | 職務権限事項 | 決裁区分 | | | 合議先職位 | 組織名 | 事務の種類 | 職務権限事項 | 決裁区分 | | | 合議先職位 |
| | | | 教育長 | 部長 | 課長 | | | | | 教育長 | 部長 | 課長 | |
| (略) | | | | | | | (略) | | | | | | |
| 青少年育成課 | 1 青少年育成に関する事務 | 1 青少年健全育成事業の年間計画の決定 2 青少年健全育成事業の実施 3 相談事項の処理 4 児童青少年センターの管理運営 | | 重要なもの | ○ 一般的なもの | | 青少年育成課 | 青少年育成に関する事務 | 1 青少年健全育成事業の年間計画の決定 2 青少年健全育成事業の実施 3 相談事項の処理 4 児童青少年センターの管理運営 | | 重要なもの | ○ 一般的なもの | |
| | 2 社会教育に関する事務 | <u>地域学校協働活動に係る事業の実施</u> | | <u>重要なもの</u> | <u>一般的なもの</u> | | | | | | | | |